

【育児休業を取得するメリット】

- 夫のメリット 子どもと一緒に過ごす時間が確保できる。育児・家事スキルの向上。
これまでの業務の進め方を見直すきっかけになる。
時間管理能力・効率的な働き方が身に付く。

- 妻のメリット 育児不安やストレス軽減。就労継続・昇進意欲・社会復帰への意欲の維持。

- 職場のメリット 仕事の進め方・働き方を見直すきっかけになる。
職場の結束が強まり「お互い様」でサポートしあう関係が構築される。
(育休だけではなく、病気・ケガでの入院や介護休暇等での不在の可能性も)
雇用環境の改善による離職率の低下、応募者の増加が見込める。

「育児休業給付、社会保険料免除など公的な助成について」

1 育児休業給付

育児休業（出生時育児休業も含む）を取得し、受給資格を満たしていれば、原則として休業開始時の賃金の67%（180日経過後は50%）の育児休業給付を受けることができます。

2 社会保険料の免除

要件を満たしていれば、育児休業をしている間の社会保険料が被保険者本人負担および事業主負担ともに免除されます。

- 長期育休の場合、育休開始日の属する月から終了日の翌日が属する月の前月までの社会保険料
- 短期育休の場合、育休開始日の属する月内に14日以上育児休業を取得した場合の当該月の社会保険料（ただし、連続して複数の育休を取得した場合は、まとめて1つの育休とみなされる）
- 賞与に係る保険料については、賞与を受け取った月の末日を含む、1ヶ月以上の育休を取得した場合に限り社会保険料が免除される